

# 令和5年度に検討を要する主な論点案

令和5年11月16日

# 1. 特定健診等システム標準化における論点案

No	論点案	概要	検討方針案
1	後期高齢者健診の取り扱い	後期高齢者健診に対する標準仕様の取り扱い	高齢者の医療の確保に関する法律では後期高齢者に対する健康診査も含まれており、国保中央会が開発する特定健診等データ管理システムにおいても 後期高齢者健康診査にかかる受診券作成や、健診結果データの管理が実施できることから、特定健診等システム標準化の対象範囲内とする。また可読性の観点から、国民健康保険標準仕様書の一部とする。
2	特定健診等システムの取り扱い	国民健康保険システム標準仕様書の中での特定健診等システム部分の取り扱い	「特定健康診査」「特定保健指導」「後期高齢者健康診査」をサブユニットとして取り扱う。調達パターンとしては以下を想定する。 ①各サブユニットの単独調達 ②各サブユニットを組み合わせた調達 ③健康管理システムと各サブユニットを組み合わせた調達
3	共通機能の取り扱い	特定健診等システムとしての共通機能の取り扱い	国民健康保険システム標準仕様書の共通機能を採用すると、業務特性の違いから、特定健診等業務として必要な機能が定義されていない、もしくは不要な機能が定義されるといった事象が想定される。そのため、特定健診等システムについては、国民健康保険システム標準仕様書の共通機能は使用せず、特定健診等システムとしての共通機能を定義する。
4	実装区分	実装必須機能、標準オプション機能の切り分け	国保中央会が開発する特定健診等データ管理システムの共同処理機能の仕様等をベースとすることから、特定健診等データ管理システムで実装されている機能を実装必須機能として定義し、それ以外は標準オプション機能として定義する。 その他、他システム連携や標準仕様書間の横並び調整方針など運用上必須と考えられる機能についても実装必須機能として定義する。
5	管理項目	標準仕様書で定義する管理項目(健診・問診・指導)	「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式 第4期」(以下、「標準様式」という)をもとに、管理項目(健診・問診・指導)を定義する。

# 1. 特定健診等システム標準化における論点案

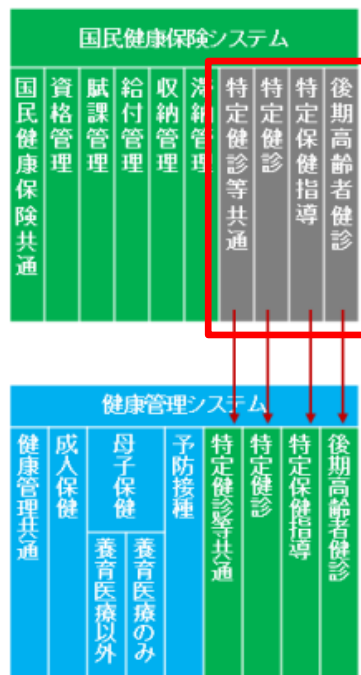
No	論点案	概要	検討方針案
6	過去データ	第1期～第3期特定健診・特定保健指導で管理していた項目の取り扱い	本仕様書は第4期特定健診・特定保健指導をベースにしているが、過去5年度分のデータを管理する想定で、第3期で管理していた項目についても標準仕様書で定義する。
7	出力帳票	標準仕様書で定義する帳票、および、自治体独自の帳票レイアウトを設定する機能の定義	特定健診等データ管理システムで実装されている帳票を標準仕様書で定義する。 また「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」の中で、自治体独自の帳票レイアウトでも可とされている帳票については、パラメータで帳票レイアウト等を設定できる機能を標準オプション機能として定義する。
8	他業務を跨ぐ機能	他業務を跨ぐ機能の定義 例)特定健診とがん検診を一体化した複合受診券など	特定健診等システムは高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて標準仕様書が作成されることから、他業務(当該法律以外に基づく業務)を跨ぐ機能を標準仕様書として定義することは困難である。そのため、標準仕様書では当該機能を定義しない。他業務を跨ぐ機能は独自施策システム(関連システム)として構築されるものとする。 なお「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式」に含まれる健診項目(追加健診項目を含む)については標準仕様書の対象とする。
9	適合基準日	特定健診等システムの適合基準日	「地方公共団体情報システム標準化基本方針」にて、 『令和5年(2023年)4月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和7年度(2025年度)までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度(2026年度)以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。』 とあるため、特定健診等システムにおいても、令和8年度(2026年度)以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。具体的な適合基準日については、ベンダの開発状況や全国自治体の意見をもとに設定することとする。

## 2. 標準仕様書対応案

- 論点案No.1、No.2について、本編に後期高齢者健診を含む形でサブユニットを定義した。

### ■ 仕様書案本編

図 1-5 一部の機能を他業務システムとして調達する場合のイメージ



国民健康保険システムの一部機能を別のシステムとして調達する場合には、当該機能に係る国民健康保険システム標準仕様書を切り出し、別のシステムの標準仕様書と統合して用いることができる必要がある。

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針 5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様書のサブユニットの対応により標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。国民健康保険システムのサブユニットは、特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診とし、必要な連携機能は機能・帳票要件に定めている。

## 2. 標準仕様書対応案

○ 論点案No.3について、本編および共通機能について、特定健診等システムとして個別に作成した。

### ■仕様書案本編

特定健診等システム標準仕様書  
【第0.9版】案

令和6年(2024年)XX月  
厚生労働省保険局

### ■別紙2-1機能・帳票要件 インデックス

#### 機能・帳票要件一覧(ツリー図)

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	頁番号
特定健診等	1. 特定健診等共通	XX
	1.1. 他システム連携	
	1.2. マスタ管理機能	
	1.3. データ管理機能	
	1.4. 台帳管理機能	
	1.5. 一覧管理機能	
	1.6. 帳票出力機能	
	1.7. 集計機能	
	2. 【特定健診】対象者管理	… XX
	2.1. 健診対象者抽出機能	
	2.2. 受診券情報管理機能	
	2.3. 対象者一括参照機能	
	2.4. 帳票出力機能	
	3. 【特定健診】健診情報管理	… XX
	3.1. 健診結果管理機能	
	3.2. 健診結果一括参照機能	
	3.3. 帳票出力機能	
	4. 【特定保健指導】対象者管理	… XX
	4.1. 指導対象者抽出機能	
	4.2. 利用券情報管理機能	
	4.3. 指導対象者一括参照機能	
	4.4. 帳票出力機能	
	5. 【特定保健指導】指導情報管理	… XX
	5.1. 指導計画管理機能	
	5.2. 指導計画一括参照機能	
	5.3. 指導結果管理機能	
	5.4. 指導結果一括参照機能	
	5.5. 帳票出力機能	
	6. 【後期高齢者健診】対象者管理	… XX
	6.1. 健診対象者抽出機能	

## 2. 標準仕様書対応案

- 論点案No.4について、特定健診等データ管理システムで実装されている機能を実装必須機能として定義し、それ以外は標準オプション機能として定義した。ただし、他システム連携や標準仕様書間の横並び調整方針など運用上必須と考えられる機能については実装必須機能として定義した。  
また、特定健診等共通機能については、サブユニット毎に実装区分を定義した。

### ■別紙2-1機能・帳票要件

特定健診等システム				機能IDは仮付番	【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
1.【特定健診等共通】									
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990001	住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システム（サブユニット含む）で利用できること ※2 連携頻度はリアル・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。	◎	◎	◎	◎
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990002	住民基本台帳の異動情報を元に、異動内容を確認できること。	◎	◎	◎	◎
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990003	文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。	◎	◎	◎	◎
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990004	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEUC機能等により確認できること	◎	◎	◎	×
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990005	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する ※1 連携頻度は日次・月次とする	◎	◎	◎	×

## 2. 標準仕様書対応案

- 論点案No.5について、標準様式をもとに管理項目(健診・問診・指導)を定義した。エビデンス列に参照した公開資料等を記載している。

### ■別紙2-2管理項目

健診実施情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
実施日	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果データ 「健診実施年月日」
健診結果登録区分	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果データ 「健診結果登録区分」
受診券整理番号	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報) ファイル「受診券整理番号」、特定健診結果等情報作成抽出(その他の健診情報) ファイル「受診券整理番号」、特定健診結果データ 「受診券整理番号」
健診実施機関コード	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報) ファイル「健診実施機関コード」、特定健診結果等情報作成抽出(その他の健診情報) ファイル「健診実施機関コード」、特定健診結果データ 「健診実施機関番号」
健診実施機関名	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果データ 「健診実施機関名」
実績評価情報 管理項目	エビデンス
身長	
体重	
BMI	
内臓脂肪面積	
腹囲(実測)	
腹囲(自己判定)	
腹囲(自己申告)	
肥満度	
業務歴	
既往歴	
具体的な既往歴	
自覚症状	
自覚症状(所見)	
他覚症状	
他覚症状(所見)	
その他(家族歴等)	
視診(口腔内含む)	
打聴診	
触診(関節可動域含む)	
反復唾液嚥下テスト	
心拍数(その他)	
実績評価の実施日付	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了・特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「利用券整理番号」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
実績評価の支援形態又は確認方法(第3期)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価実施日付」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「評価の実施日付」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
実績評価の支援形態又は確認方法(第4期)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価支援形態又は確認方法」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「支援形態又は確認方法」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
実績評価の実施者	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価実施者」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「評価の実施者」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
実績評価ができない場合の確認回数	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了・特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「評価ができない場合の確認回数」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
実績評価時の腹囲	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価時腹囲」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「評価時の腹囲」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
実績評価時の体重	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書: 特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価時体重」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「評価時の体重」 電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)

## 2. 標準仕様書対応案

- 論点案No.6について、第3期の項目と、第4期の項目を分けて標準仕様書で定義している。

### ■別紙2-2管理項目

健診実施情報 管理項目	エビデンス
貧血	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「貧血」
喫煙 第3期	※第3期のコード
喫煙 第4期	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「喫煙」
20歳からの体重変化	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「20歳からの体重変化」
30分以上の運動習慣	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「30分以上の運動習慣」
歩行又は身体活動	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「歩行又は身体活動」
歩行速度	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「歩行速度」
咀嚼	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「咀嚼」
食べ方1(早食い等)	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「食べ方1(早食い等)」
食べ方2(就寝前)	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「食べ方2(就寝前)」
食べ方3(間食)	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「食べ方3(間食)」
朝食	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「食習慣」
飲酒 第3期	※第3期のコード
飲酒 第4期	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「飲酒」
飲酒量 第3期	※第3期のコード
飲酒量 第4期	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「飲酒量」
睡眠	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「睡眠」
生活習慣の改善	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「生活習慣の改善」
保健指導の希望	※第3期の質問項目
特定保健指導の受診歴	電子的な標準様式第4期（2024年度～2029年度分）XML用特定健診項目情報：質問票「特定保健指導の受診歴」





## 2. 標準仕様書対応案

- 論点案No.7について、機能・帳票要件に定められた帳票について、パラメータで帳票レイアウト等を設定できる機能を標準オプション機能として定義した。

### ■別紙2-1機能・帳票要件

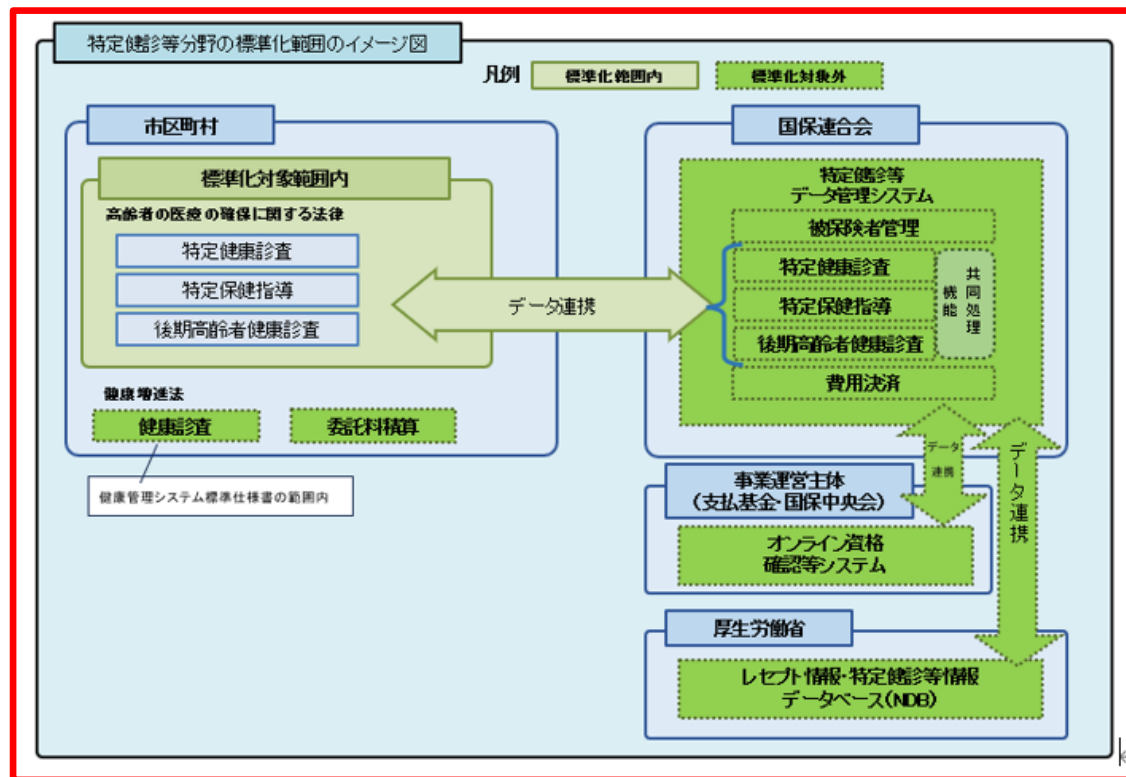
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
1.特定健診等共通	1.6.帳票出力機能			0990090	<p>機能・帳票要件に定められた帳票について、任意のレイアウトに変更して出力できること。 なおシステムからは印字用データを出力し、※1～※7をシステム外機能を活用して実装することも可とする。</p> <p>※1 帳票レイアウトはユーザ操作で設定できること            ※2 印字する管理項目はユーザ操作で設定できること            ※3 印字位置はユーザ操作で設定できること            ※4 設定した帳票レイアウトは保存できること            ※5 カスタマバーコードが出力できること            ※6 宛名番号をバーコードで出力できること            ※7 連番を出力できること</p>	○	○	○	○

## 2. 標準仕様書対応案

○ 論点案No.8について、本仕様書案での標準化範囲を本編に定義した。

### ■ 仕様書案本編

図 1-1 特定健診等システムの標準化範囲のイメージ



- ① 費用決済・国への実績報告については、特定健診等データ管理システムにて、現行通りの運用とするため、標準化範囲外に整理している。
- ② 特定健診及び後期高齢者健診については、特定健診・特定保健指導の電子的なデータ標準様式において定められている範囲の追加健診についても標準化範囲となる。

## 2. 標準仕様書対応案

○ 論点案No.9について、本仕様書案では適合基準日を空白としている。(今後の検討事項)

### ■別紙2-1機能・帳票要件

特定健診等システム					機能IDは仮付番		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から 改定した項目の 種別)	機能ID	機能要件	...	適合基準日
1.【特定健診等共通】							
1.特定 健診等 共通	1.1.他 システ ム連携			0990001	住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。  ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システム (サブユニット含む)で利用できること ※2 連携頻度はリアル・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。	...	